

宇宙活動法の制度・運用の見直しに係る検討について(案)

令和6年1月24日

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

1. 経緯等

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(以下、「宇宙活動法」という。)は、平成30年11月15日に施行され、内閣府宇宙開発戦略推進事務局は、これまで宇宙活動法に基づき人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に対する規制を行ってきた。

宇宙活動法は、令和5年(2023年)11月15日に施行後5年を経過したため、同法附則第5条(※)に基づき、制度・運用の見直しに係る検討を行うこととする。

具体的には、宇宙活動法のこれまでの施行の状況について調査を行い、同法の制度・運用の見直しが必要となる事項の抽出・整理を行う。さらに、調査結果等を踏まえ、制度・運用の見直しの案を作成し、宇宙政策委員会において審議を行い、制度・運用の見直しの基本方針及び講ずべき措置について決定し、所要の措置を講ずることとする。

2. 検討の進め方

(1) 過去5年間の宇宙活動法施行状況の調査

これまでの宇宙活動法に係る人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可等の施行の状況について調査を行う。

(2) 海外における規範・ルール等の調査・把握

海外の宇宙関係機関が策定している規範・ルールや基準などについて調査を行う。

(3) 制度・運用の見直しの基本方針の策定

(1)、(2)の調査結果を踏まえ制度・運用の見直しの基本方針を取りまとめる。具体的には、事業者が申請手続きを円滑に行うための申請マニュアルの見直し等の短期課題と今後の宇宙開発利用の動向を見据えた法令やガイドラインの改正等の中長期課題などへの対応方針を策定する。

※人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律附則(抄)

第5条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(参考)衛星リモセン法の制度・運用の見直しに係る検討について

1. 経緯等

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律(以下、「衛星リモセン法」という。)は、平成29年11月15日に施行され、内閣府宇宙開発戦略推進事務局は、これまで衛星リモセン法に基づき衛星リモセン装置の使用及び衛星リモセン記録の取扱いに対する規制を行ってきたが、令和4年(2022年)11月15日に施行後5年が経過したため、衛星リモセン法附則第5条(※)に基づき、制度・運用の見直しに係る検討を進めた。

具体的には、衛星リモセン法の施行の状況について調査を行い、最新の法制度・技術動向の把握に努め、衛星リモセン法の制度・運用の見直しが必要な事項を確認した。その調査結果等を踏まえ、申請者の衛星リモセン法に対する理解を深めるためのFAQ集を作成する必要があることが判明したため、今後、所要の措置を講ずることとする。

2. FAQ集の作成等

(1)衛星リモセン法施行状況の調査

衛星リモセン法に係る衛星リモセン装置の使用許可等、衛星リモセン記録の取扱い認定等の施行の状況について調査を実施した。(令和5年度調査実施中)

(2)海外における規範・ルール等の調査・把握

我が国と類似する法制度を持つ国の規範・ルールや基準などについて調査を実施した。(令和5年度調査実施中)

(3)FAQ集等の作成

(1)、(2)を踏まえ、申請者の衛星リモセン法の手続きに関する理解を深めてもらうためのFAQ集を作成し、令和6年5月頃に内閣府のウェブサイト上で公開する。

※衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律附則(抄)

第5条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。